

○ 休職者等に対する職場復帰訓練実施要領の制定について

(平成22年11月26日岩厚第235号警察本部長)

[沿革] 平成27年7月28日岩厚第201号

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

休職者等に対する職場復帰訓練実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、休職者等が抱える職場復帰に対する不安や緊張等の心理的負担の軽減又は解消を図るとともに、疾病等の再発を防止するため、円滑な職場復帰支援の一環として、療養中の復帰訓練の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 休職者等 心身の故障により休職を命ぜられ、又は長期間（おおむね1か月以上）病気療養している職員をいう。
- (2) 復帰訓練 勤務ではなく、休職者等が職場復帰前に日又は時間を限って職場を訪れ、職場復帰を前提として心身の調子を整え、所属がこれを支援することをいう。
- (3) 総括健康管理者 岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（平成27年岩手県警察本部訓令第7号。以下「健康管理訓令」という。）第4条第1項に規定する総括健康管理者をいう。
- (4) 健康管理担当者 健康管理訓令第7条第1項に規定する健康管理担当者をいう。
- (5) 復帰訓練実施所属 休職者等の所属にかかわらず、現に復帰訓練を実施する所属をいう。
- (6) 復帰訓練実施所属長 復帰訓練実施所属の長をいう。
- (7) 支援担当者 訓練対象者を支援する者として、復帰訓練実施所属長が指名した職員をいう。

(訓練対象者)

第3 復帰訓練の対象者は、休職者等のうち、次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長の監督の下で、一定の期間、復帰訓練を受けることを希望する者（以下「訓練希望者」という。）の申請に基づき、総括健康管理者が復帰訓練を受けることが適当であると認めた当該訓練希望者（以下「訓練対象者」という。）とする。

- (1) 休職者等の主治医の診断により、医学的に業務に復帰するのに問題がない程度に回復し、復帰訓練が必要と認め、かつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に定める産業医の診断、面接等により復帰訓練が必要又は可能と認める者であること。

(2) 業務遂行に必要な注意力、集中力等が回復し、必要な業務が処理できるとの自覚及び職場復帰への強い意志、意欲を持っていること。

(訓練期間)

第4 復帰訓練の実施期間(以下「訓練期間」という。)は、おおむね1か月以内とする。ただし、復帰訓練の実施状況により、主治医及び産業医が継続して訓練する必要があると認め、かつ、訓練対象者が訓練期間の延長を希望した場合に限り、通算しておおむね3か月まで延長することができるものとする。

(訓練実施所属)

第5 復帰訓練は、訓練対象者が休職又は病気休暇となった時点における所属において実施する。ただし、通勤その他の事情により他の所属において復帰訓練を実施することが合理的と認められる場合は、この限りでない。

(復帰訓練実施中の給与及び災害補償)

第6 復帰訓練実施中は、法令に定めのある場合を除き、いかなる給与も支給しない。

2 復帰訓練実施中は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による通勤災害及び公務災害の補償は適用されない。

3 所属長は、復帰訓練実施中の処遇について、訓練希望者及びその家族に対し十分な説明を行うとともに、確実に了承を得て復帰訓練を実施するものとする。

(復帰訓練の開始手続等)

第7 訓練希望者は、所属長に対して復帰訓練申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、主治医による職場復帰が可能の判断及び復帰訓練の必要性等が記載された診断書を添付し申請するものとする。

2 所属長は、前項の申請があったときは、復帰訓練実施上申書(様式第2号。以下「上申書」という。)及び復帰訓練実施計画書(様式第3号。以下「計画書」という。)を作成し、申請書の写しを添付して総括健康管理者に提出するものとする。この場合において、第5ただし書の規定により、他の所属において復帰訓練を受けさせることが適当と認められる場合は、その旨上申書に記載するものとする。

3 所属長は、上申書及び計画書の作成に当たっては、提出された診断書に基づいて産業医の診断、意見の聴取を行い、復帰訓練の適否を判断するほか、支援担当者を指定し、復帰訓練の具体的方法及び内容等についても訓練希望者、主治医及び産業医等と綿密な協議、検討を行い作成するものとする。

4 総括健康管理者は、第2項の上申があった場合は、上申書、計画書及び申請書をもとに関係所属長と訓練希望者の療養状況等について協議、検討して、復帰訓練実施の可否等について決定し、復帰訓練実施決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により所属長に通知するものとする。この場合において、訓練希望者の所属以外の所属において復帰訓練を実施する場合は、復帰訓練実施所属長に併せて通知するものとする。

5 総括健康管理者は、復帰訓練実施の可否の検討に当たり、意見等の聴取が必要と認める場合は、面接者を指定して聴取させ、面接等実施結果報告書(様式第5号。以下「面接結果報告書」という。)により報告させるものとする。

6 訓練対象者の所属以外の所属において復帰訓練が実施される場合は、訓練対象者の所属長及び復帰訓練実施所属長は、相互に連携を図り実施するものとする。

(復帰訓練実施所属の受入体制及び責務)

第8 復帰訓練実施所属長は、復帰訓練の実施に当たって次の事項に留意し、復帰訓練の円滑な実施に努めなければならない。

- (1) 訓練対象者が円滑に復帰訓練に取り組むことができるよう職場環境の整備等受入体制を整えること。
- (2) 支援担当者と連携を図り、訓練対象者の心身の状態及び復帰訓練の実施状況に細心の注意を払うこと。
- (3) 訓練対象者、その家族及び復帰訓練実施所属内の職員に対して、復帰訓練の趣旨及び計画の内容を具体的に説明し理解と協力を得ること。
- (4) 訓練対象者の主治医及び産業医と常に連携を図ること。
- (5) 復帰訓練の支援を効果的に行うため、支援担当者及び訓練対象者に復帰訓練日誌(様式第6号。以下「訓練日誌」という。)を作成させ、復帰訓練実施所属長に報告させること。
- (6) 訓練対象者の登退庁時及び復帰訓練実施所属内における安全の確保に配慮すること。

(訓練対象者の責務)

第9 訓練対象者は、復帰訓練の実施期間中においては、次の事項を遵守し、円滑な職場復帰に向けて自己の体調管理に努めなければならない。

- (1) 主治医及び産業医の指示に従い必要な治療を継続し、病状の回復に努めること。
- (2) 復帰訓練実施所属長の指示及び実施計画書に定められた事項に従い、職場復帰に向けた必要な能力の回復に努めること。
- (3) 復帰訓練実施中に心身の不調又は変調を感じたときは、直ちに復帰訓練を中止し、復帰訓練実施所属長に申し出ること。
- (4) 主治医又は産業医から新たな指示があった場合は、速やかに復帰訓練実施所属長に申し出ること。

(復帰訓練の延長)

第10 復帰訓練実施所属長は、第4ただし書により訓練期間を延長する場合は、復帰訓練延長(中止)報告書(様式第7号。以下「延長(中止)報告書」という。)により、総括健康管理者に報告するものとする。

(復帰訓練の中止)

第11 復帰訓練実施所属長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、直ちに復帰訓練を中止し、延長(中止)報告書に訓練日誌の写しを添付し、速やかに総括健康管理者に報告するものとする。

- (1) 訓練対象者から復帰訓練の中止の申し出があったとき。
- (2) 復帰訓練が所属の業務に著しく支障を及ぼすと認めたとき。
- (3) 訓練対象者の心身の状況その他の理由により、主治医又は産業医が復帰訓練の中止が必要であると認めたとき。

(復帰訓練の終了手続き等)

第12 復帰訓練実施所属長は、訓練期間が終了したときは、主治医及び産業医から復帰訓練の効果・成果、復帰の可否及び就業上の制約条件等の意見を聴取のうえ、復帰訓練実

施結果報告書（様式第8号。以下「結果報告書」という。）を作成し、訓練日誌の写しを添付して、速やかに総括健康管理者に報告するとともに、関係所属長に写しを送付するものとする。

- 2 総括健康管理者は、提出された報告書に補充の意見等の聴取が必要な場合は、面接者を指定して聴取を行い、面接結果報告書により報告させるものとする。

（プライバシーの保護）

第13 復帰訓練に係る情報は、厳格に保護し適正に取扱うものとする。

（運用上の留意事項）

第14 休職者等の所属長及び健康管理担当者は、復帰訓練の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 休職者等の病状を定期的に確認するとともに、主治医・家族等と連携を密にし、回復状況をみながら復帰訓練の働きかけを行うこと。
- (2) 訓練対象者を来庁者等に直接的に係わる内容の訓練を行うことは避け、出勤や業務に慣れさせるための短時間の訓練から段階的に時間や訓練量等を調整するなど、訓練対象者に過度の負担とならないようにすること。
- (3) 窓口業務、証明・照会業務、司法書類の作成等の責任が生ずる業務には、訓練対象者を従事させないこと。
- (4) 訓練対象者の健康状態及び訓練の実施状況を常に把握し、健康状態に合わせた訓練内容に調整するなど円滑な実施に努めること。
- (5) 復帰訓練実施中に障害となる要因が見受けられた場合は、要因の解消についての助言、指導等を適切に行うこと。
- (6) 訓練対象者の回復状況や病気に対する正しい知識等を事前に理解するとともに、所属職員に周知し、職員間の良好な関係の醸成、保持に努めること。

（復帰訓練終了後の支援）

第15 所属長は、訓練対象者が職場復帰した場合、心身の状況を把握し、勤務状況について観察を行い、主治医、産業医及び家族と連携を図り、必要に応じて就業上又は医療上の配慮、指導等を行い、疾病等の再発防止に努めるものとする。

- 2 所属長は、訓練対象者が継続して療養することとなった場合、その理由について本人及びその家族に説明し了承を得るとともに、主治医及び家族と連携を密にし、定期的に病状の把握に努めるものとする。

年 月 日

所 属 長 殿

申請者

所 属

階 級

氏 名

印

復 帰 訓 練 申 請 書

私は、休職者等に対する職場復帰訓練実施要領に基づき、次のとおり復帰訓練の実施を希望します。

申請者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
療養(病休)期間		年 月 日から		年 月 日まで		
療養(休職)期間		年 月 日から		年 月 日まで		
傷 病 名						
訓練希望期間		年 月 日から		年 月 日まで		
医 療 機 関		医療機関名				
		所 在 地				
		連 絡 先				
		担当医師名				
現 在 の 状 況		通院・服薬等				
本人及び家族の承諾(同意)事項		<p>私は、休職者等に対する職場復帰訓練実施要領の制定の趣旨及びこの訓練が休職中又は病気療養期間中における職場復帰に向けての準備訓練であることを理解し、必要に応じて所属長、主治医及び産業医と連携を図り実施することに同意します。</p> <p>また、同訓練は、休職又は病気療養期間中に行われるものであることから、同要領に定めるとおり法令に定めがあるものを除き一切の給与等が支給されないことや訓練中のいかなる事故も地方公務員災害補償法による公務災害及び通勤災害の補償も受けることができないことを理解し、同訓練を申請するものです。</p> <p style="text-align: right;">本人(自署) _____ 印</p> <p style="text-align: right;">家族(自署) (続柄) _____ 印</p>				

注) 診断書を添付すること。

第 号
年 月 日

総括健康管理者 殿

所 属 長

復 帰 訓 練 実 施 上 申 書

復帰訓練の実施について、意見を付し次のとおり上申します。

復 帰 訓 練 希 望 者	所 属		階 級		係 名		
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳	
療養(病休)期間	年 月 日から 年 月 日まで						
療養(休職)期間	年 月 日から 年 月 日まで						
傷 病 名							
訓練希望期間	年 月 日から 年 月 日まで						
医 療 機 関	所 在 地						
	病 院 名						
	連 絡 先						
	主 治 医						
主治医の診断 及び意見							
産業医の診断 及び意見							
所属長の意見 (主治医・健康管理医との協議 事項等も記載)							
その他関係事項							

注) 復帰訓練申請書の写し及び復帰訓練実施計画書を添付すること。

第 号
年 月 日

総括健康管理者 殿

所 属 長

復 帰 訓 練 実 施 計 画 書

復 帰 訓 練 実 施 対 象 者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
傷 病 名						
訓練実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間					
支援担当者	所 属		係 名		氏 名	
復 帰 訓 練 実 施 業 務 内 容	期 間		時 間	支 援 (業 務) 内 容 等		
	第 1 週	月 日 ~ 月 日	: ~ :			
		月 日 ~ 月 日	: ~ :			
	第 2 週	月 日 ~ 月 日	: ~ :			
		月 日 ~ 月 日	: ~ :			
第 3 週	月 日 ~ 月 日	: ~ :				
	月 日 ~ 月 日	: ~ :				
第 4 週	月 日 ~ 月 日	: ~ :				
	月 日 ~ 月 日	: ~ :				
実 施 上 の 留 意 事 項						
主 治 医 又 は 産 業 医 の 意 見						
所 属 長 意 見						
そ の 他						

注) 復帰訓練実施業務内容の期間は、計画にあわせ適宜設定するものとする。

第 号
年 月 日

訓練実施所属長 殿

総括健康管理者

復帰訓練実施決定通知書

次のとおり、復帰訓練の実施を決定したので通知する。

復 帰 訓 練 対 象 者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
傷 病 名						
復 帰 訓 練 の 可 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 [理由:]					
復 帰 訓 練 を 実 施 す る 所 属	対象職員の所属以外に指定した場合の理由 ()					
訓練実施期間	年 月 日()から 年 月 日()までの間 日間					
復 帰 訓 練 実 施 計 画						
復 帰 訓 練 実 施 に 当 た っ て の 留 意 事 項						
そ の 他						

面接等実施結果報告書

						作成日	
報告(作成)者	所属		階級		氏名		
復帰訓練 対象者	所属		階級		係名		
	氏名		生年月日	年 月 日	年齢		歳
傷病名							
面接日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分						
被面接者							
指示事項							
面接内容							
現状の評価 及び問題点等							
復帰訓練実施 計画作成上 の留意点等							
その他							

様式第6号(第8関係)

署 長 (課 長)	副 署 長 (次 長)	課 長 (課長補佐)	支援担当者	訓練対象者

復 帰 訓 練 日 誌

復 帰 訓 練 対 象 者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
傷 病 名						
訓 練 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間					
支 援 担 当 者	所 属		係 名		氏 名	

復帰訓練実施年月日	年 月 日 ()	復帰訓練実施時間	時 分 ~ 時 分
復帰訓練計画内容			
活 動 内 容			
対象職員の感想等			
訓練対象者の状況 (支援担当者)			
備 考			

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

第 号
年 月 日

総括健康管理者 殿

所 属 長

復帰訓練延長(中止)報告書

下記事由により、復帰訓練を

延長 中止 したので報告します。

復 帰 訓 練 対 象 者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
傷 病 名						
訓 練 期 間	年 月 日() ~ 年 月 日() 日間					
延長又は中止 する事由						
今後の所属 の対応方針						
主治医の意見						
産業医の意見						
所属長意見						
備 考						

第 号
年 月 日

総括健康管理者 殿

訓練実施所属長

復帰訓練実施結果報告書

下記職員の復帰訓練を実施した結果について、次のとおり報告します。

復 帰 訓 練 対 象 者	所 属		階 級		係 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
傷 病 名						
実施予定期間	年 月 日 () ~		年 月 日 ()		日間	
実 施 期 間	年 月 日 () ~		年 月 日 ()		日間	
終 了 区 分	<input type="checkbox"/> 期間満了で終了 <input type="checkbox"/> 中断又は中止(理由:)					
訓 練 実 施 状 況						
訓練従事状況						
対 人 関 係						
職場への適応						
主治医の復帰 訓練終了に当 たつての意見	<input type="checkbox"/> 職場復帰可 <input type="checkbox"/> 職場復帰不可 判断理由 []					
産業医の復帰 訓練終了に当 たつての意見	<input type="checkbox"/> 職場復帰可 <input type="checkbox"/> 職場復帰不可 判断理由 []					
訓練実施所属 長の判断又は 意見	<input type="checkbox"/> 職場復帰可 <input type="checkbox"/> 職場復帰不可 判断理由 []					

注) 復帰訓練日誌の写しを添付すること。